

特別養護老人ホーム入間老人ホーム 入所検討委員会規程

(目的)

第1条 この入所検討委員会規程は、特別養護老人ホーム入間老人ホーム（以下「施設」という。）のサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入所させるため、施設が優先入所（以下「入所」という。）に関する手続き及び入所の必要性を評価する基準等を制定する際の参考とすべき基準を明確にすることにより、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、施設サービスの円滑な実施に資することを目的とする。

(入所の対象者)

第2条

(1) 入所の対象となる者は、要介護度1～5の認定を受けている者で常時介護必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。

ただし、要介護1又は要介護2の者にあつては施設への特例的な入所（以下「特例入所」という。）の要件に該当する者とする。

なお、介護保険施設等に入所している者及び要介護度1～5の認定を受け病院に入院している者についても対象とする。

(2) 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮する。

ア 認知症である者であつて、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待等が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難と認められること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な状況であると認められること。

(3) 要介護1又は要介護2の入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあつては、以下のような取扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の保険者市町村との間で情報の共有等を行うこととする。

ア 施設は、要介護1又は要介護2の者から入所申込を受けた時は、「特別養護老人ホーム優先入所希望者に関する報告書」により保険者市町村に報告をしなければならない。また、施設は当該申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するにあつては、「特別養護老人ホーム優先入所希望者に関する意見要求書」に

より保険者市町村に意見を求めることができる。

イ 意見を求められた保険者市町村は、地域の居宅サービスや生活支援等の提供体制の状況、介護支援専門員等からの居宅における生活困難度の聴取等を踏まえ、「特別養護老人ホーム優先入所希望者に関する意見書」により施設に対して意見を表明するものとする。

なお、保険者市町村は必要に応じて入所検討委員会に職員を出席させ意見を表明することができるものとする。

ウ 施設は、入所順位決定の手続きにおいては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることができる。

(入所申し込み及び受付)

第3条 入所の申し込み方法及び受付は、次の通りとする。

① 入所の申し込み

入所の申し込みは、入所希望者又は家族等が特別養護老人ホーム入間老人ホーム優先入所申込書（以下「申込書」という。）（様式1）を直接施設に提出する。

なお、申し込み内容に変更が生じた場合には施設に連絡し再度申込書を提出する。

② 入所申し込みの受付

ア 施設は申込書の受付について、郵送又は施設に直接申し込まれた場合に受け付ける。

イ 施設は申込者に対し、入所検討委員会規程により入所決定の手続き及び入所の必要性を評価する基準等について説明を行い、申込書の「説明確認欄」に署名を受ける。

ウ 施設は申込書を受けた場合には別に備える受付簿（様式2）にその内容を記載し、管理する。

(入所順位決定手続き体制及び委員定数)

第4条 施設は、入所順位の決定に係る事務を処理するため合議制の入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

① 委員会に当たる者の定数は、毎年度以下の通りとする。

ア 入所検討委員長（施設長） 1人

イ 第三者委員（民生委員等地域の代表） 1人

ウ 施設職員（生活相談員及び介護支援専門員・看護師・介護職員等） 6人以上

② 委員会の開催

委員会は委員長が召集し、原則として毎月1回開催する。ただし、施設長に事故あるとき、又は欠けたときは、総務課長又は施設介護課長が委員長の職務を代理する。

委員会の成立は委員2／3以上の出席にて成立する。

（注：検討議題が無い場合はその月の開催を見送ることが出来る。）

③ 委員会の所掌事務

委員会は、特別養護老人ホーム入間老人ホーム優先入所決定調査票（以下「調査票」という。）（様式3）、選考者名簿（様式4）及び申込書等に基づいて入所の必要性を総合的に検討し、入所順位の決定を行う。

④ 委員会の議事録

委員会は開催ごとに議事録を作成し、2年間保管しておくものとする。

⑤ 結果の通知

施設は、申し込み受付後最初に開催する委員会で決定された順位について申込者に特別養護老人ホーム入間老人ホーム優先入所順位検討結果通知書（様式5）により通知する。

⑥ 説明責任

施設は、入所希望者又は家族等から入所順位の決定に関して説明を求められた場合には、その内容について説明をしなければならない。

⑦ 守秘義務

入所検討委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 入所順位決定後の再確認等

施設は、入所順位の上位に決定した者に対し、必要に応じてその後の状況等を再確認し、調査票を見直す。

（入所の必要性を評価する基準）

第5条 施設は、申込書を受け付けた場合には、速やかに調査票を作成し、委員会開催日の前日までに優先順位を付けた選考者名簿を調整する。

1 入所順位の評価基準

施設は、次の項目について別表の「入所順位の評価基準」に基づき点数化し、合計点数の高い順に優先順位をつける。

① 介護の必要の程度及び心身の特性

② 介護者の状況

③ 在宅介護の状況

④ 本人の住所地

なお、この方法で順位づけが困難な場合には、更に次の項目を順次勘案し、優先順位をつける。

① 待機期間（長短の順）

② 年齢（高い順）

2 施設の受け入れ体制による調整

委員会は、次の項目を勘案し、処遇上やむを得ないと判断した場合には優先順位を調整できる。

- ① 性別に応じた居室の状況
- ② 認知症に対する施設の受け入れ体制
- ③ 医療行為を必要とする場合における施設の受け入れ体制

3 入所辞退者の取り扱い

入所希望者の都合により、入所の辞退の旨の連絡又は取り下げ書の提出があった場合には、施設の判断により当分の間保留扱いとし、必要に応じて選考者名簿から抹消し、受付簿にその旨記載する。

また、入所希望者が死亡した旨の連絡があった場合には、即、選考者名簿から抹消するものとする。

(入所順位決定の特例)

第6条 次の場合には施設長の判断により例外的に入所順位の決定ができる。

- 1 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置委託による場合
- 2 緊急的な入所の必要性が認められ、委員会を召集する余裕のない場合
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第39号）第19条に定める入所者の入院期間中の取り扱いによる場合
- 4 法人の運営上やむを得ないと判断した場合

(入所検討委員会の公表)

第7条 この入所検討委員会の規程及び入所検討委員会議事録は、個人のプライバシーが守られる範囲にて必要と認められた場合は情報を開示する。

(入所検討委員会規程の見直し)

第8条 この入所検討委員会規程は、必要に応じて見直しを行う。この場合にはこの規程を作成した時と同様に関係団体等で協議する。

附則 この規程は平成16年6月1日から施行する。

この規程は平成24年1月1日から施行する。

この規定は平成26年7月1日から施行する。

この規定は平成27年7月1日から施行する。